

条 例 議 案 の 概 要

—令和6年9月定例会—
(追加議案)

目 次

議案第 103 号 盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第 103 号

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）の改正に伴い、被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対する罰則を削ろうとするものである。

2 改正の内容

(1) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）」の施行により、令和6年12月2日をもって国民健康保険の被保険者証が廃止されることとなった。

(2) これに伴い国民健康保険法が改正され、国民健康保険税を滞納している世帯主に被保険者証の返還を求めて、これに応じない者に対する罰則規定が削除されたことから、市条例についても同様に罰則規定を削除しようとするもの。

その他、法令等の改正に伴う必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和6年12月2日

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市国民健康保険条例 昭和34年3月30日条例第8号</p> <p>改正 略 令和6年9月 日条例第 号</p> <p>盛岡市国民健康保険条例 盛岡市国民健康保険条例（昭和28年条例第46号）の全部を改正する。 第1条から第9条まで 略 （罰則）</p> <p>第10条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は 虚偽の届出をした者 は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第11条及び第12条 略 附 則 略 附 則（令和6年条例第 号）</p> <p>1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市国民健康保険条例 昭和34年3月30日条例第8号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市国民健康保険条例 盛岡市国民健康保険条例（昭和28年条例第46号）の全部を改正する。 第1条から第9条まで 略 （罰則）</p> <p>第10条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第11条及び第12条 略 附 則 略</p>